

# 全国健康保険協会業績評価検討会 説明資料

## Ⅱ. 船員保険

平成28年9月28日



全国健康保険協会  
船員保険

## 個別評価項目

# 1.保険運営の企画・実施

## (1)保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進

### 【評価の視点】

「船員保険データヘルス計画」を着実に実施しているか。

加入者の疾病の予防や健康増進、医療費の適正化を推進するため、レセプトデータ等の収集、分析体制の整備、強化等の取組みを総合的に推進しているか。

### 1) 事業報告 (概要)

- 「船員保険データヘルス計画」においては、加入者の健診結果データ等の分析に基づき、被保険者におけるメタボリックシンドロームの保有率及び喫煙率を減少させることを2大柱として、加入者の健康づくりに関する様々な取組みを推進、展開していくこととしています。
  - 船員保険データヘルス計画の実施初年度に当たる27年度の主な取組みは、
    - i) 健康づくりの支援に関するアンケート調査を実施し、保健事業を効果的に実施するうえでの課題や改善点を把握する
    - ii) 外部機関等の活用も含め、加入者の健診結果データ、レセプトデータ等の収集、分析体制の整備、強化を図る
    - iii) 「たばこの害に関する小冊子」を作成し、喫煙者には喫煙が健康に与える悪影響について理解を促し、船舶所有者には職場における喫煙対策に取り組むことの意義等を伝え、喫煙対策の積極的な推進を図る契機とする
- ことであり、アンケート調査の実施や健診結果データ等の分析体制の強化等の検討を通じて、加入者の健康づくりの推進を図る上での環境整備を進めるとともに、喫煙対策に積極的に取り組みました。

## 2) 自己評価・・・A

○ 「船員保険データヘルス計画」について、当該計画の実施初年度の取組みを着実に実施しました。

- ・ アンケート調査の実施について、船員保険保健事業の認知度や船員の健康づくりに関する質問を中心として、35歳以上の被保険者から任意に抽出した8,000名及び全船舶所有者を対象に、郵送によるアンケート形式の調査「船員保険事業（健康づくりの支援）に関するアンケート調査」を実施し、報告書にまとめました。

なお、アンケート結果の概要を28年3月3日に開催した船員保険協議会で報告したところであり、アンケート結果やいただいたご意見を踏まえ、健診機関を増やすなど保健事業のより一層の充実に努めています。

- ・ 健診結果データ等の分析体制の強化等について、レセプト・健診等データの突合分析、データ分析によって確認される健康課題の整理、課題に応じた効果的かつ効率的な保健事業の提案等について外部機関を活用できないかという検討を行いました。

なお、検討の結果、28年度から、医療費分析等に関して知見を有する外部機関との検討会を設ける等、分析体制の強化を図り、健康課題の解決に向けて取り組むこととしました。

- ・ 喫煙対策の推進について、船員保険部のホームページにおいて「喫煙対策の推進に関する健康情報」を6か月間連載する等、重点的に情報発信を行いました。また、喫煙が健康に及ぼす影響や禁煙の効果、職場等における喫煙対策の必要性等についての健康情報を取りまとめ、喫煙している被保険者へ小冊子「たばこのこと、考えてみませんか？」を、船舶所有者へは小冊子「乗組員の健康のこと、考えてみませんか？」を配付しました。

なお、読んだ前後での意識の変化に関するアンケートを小冊子に同封し、一定の効果があったことを確認しました。

また、アンケートを小冊子に同封した喫煙被保険者8,575名のうち、現時点で28年度の健診結果が確認できた435名の中で、55名（12.6%）が禁煙していると回答があったことから、引き続き、禁煙に向けた取組みを推進していきます。

## 個別評価項目

# 1.保険運営の企画・実施

## (2)情報提供・広報の充実

### 【評価の視点】

利用者の立場からわかりやすい、時宜を得た情報提供を積極的かつ計画的に実施しているか。

機関誌等による情報提供（広報）を定期的かつ効率的に実施しているか。

メールマガジンを活用した積極的かつ定期的な情報提供を行うとともに、加入者等のご意見等を積極的に収集しているか。

効果的かつ効率的な広報を実施するため、アンケート等による効果検証を実施しているか。

### 1) 事業報告（概要）

○ 加入者や船舶所有者への情報提供・広報については、年度当初に広報実施計画を策定し、計画的に実施しました。また、ホームページやリーフレットを配布、さらには関係団体の機関誌等を活用し、加入者の目に留まりやすく、かつ、時宜を得た情報提供ときめ細かな広報活動に努めました。

・ホームページについては、加入者や船舶所有者へ、折々における船員保険の取組みや各種事務手続き、28年度からの船員保険法改正の情報、喫煙対策推進に関する健康情報等を掲載しました。

- ・紙媒体による広報については、船員保険の制度内容等を簡潔に説明したリーフレット（「船員保険通信」「船員保険のしおり」「船員保険のご案内」）や、その他制度周知用リーフレット等を配布しました。

「船員保険通信」配付内訳	
被保険者	約59,000部
船舶所有者	約5,000部
合計	約64,000部

「船員保険のしおり」配付内訳	
被保険者 (被扶養者)	約41,000部
疾病任意継続被保険者 (被扶養者)	約10,000部
合計	約51,000部

「船員保険のご案内」配布内訳	
労働基準監督署	約5,500部
年金事務所	約3,100部
協会支部	約2,100部
合計	約10,700部

- 関係団体のご協力の下、関係団体の機関誌等に毎月記事の掲載を行い、定期的な情報提供、広報を実施しました。
- メールマガジンについては、毎月、第一営業日を配信日としておりましたが、27年6月に発生した協会の職員端末の外部との不審な通信への対応に伴う協会と外部とのネットワーク遮断により、27年7月以降、配信を一時休止しています。
- 効果的かつ効率的な広報を実施するため、「船員保険通信」、「たばこの害に関する小冊子」、「ジェネリック医薬品軽減額通知」、「一人ひとりの健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供冊子」をお送りした際に、アンケートはがきを同封し、加入者及び船舶所有者の皆様から、広報内容に関する評価やご意見等の把握に努めました。

## 2) 自己評価・・・A

- 利用者の立場からわかりやすい積極的な情報提供を実施するために、ホームページ、リーフレット、関係団体の機関誌等を活用し、時宜を得た情報提供を実施しました。
  - ・ホームページに船員保険の取組みや各種事務手続き、28年度からの船員保険法改正の情報、船舶内における喫煙対策推進に関する健康情報等の掲載を行いました。ホームページ総アクセス件数は、26年度の874,577件から、27年度は1,135,105件へ大幅に増加（対前年度比30%増）しました。
  - ・紙媒体による広報では、インターネットを利用されない加入者や船舶所有者を含めて、幅広く広報を実施するために、船員保険の制度内容等を簡潔に説明したリーフレット（「船員保険通信」、「船員保険のしおり」、「船員保険のご案内」）や、28年度からの船員保険法改正内容を説明したリーフレット等を作成・配布し、制度周知を図りました。（航海中はインターネットを利用できないことも多く、アンケートでも紙媒体の利用が多いという結果が出ています。）
- 関係団体の機関誌等による情報提供（広報）のため、新たに公益財団法人日本海事広報協会を加えた7つの関係団体へ広報協力依頼を行い、関係団体の機関誌等に毎月（延べ65件）掲載していただきました。（26年度は62件掲載）
- メールマガジンについては、4月、5月、6月に船員保険に関する情報をお届けしましたが、7月以降は、協会の職員端末の外部との不審な通信への対応に伴う協会と外部とのネットワーク遮断により、配信を一時休止しています。（メールマガジン会員数432人（27年5月末時点））  
メールマガジンは、加入者等とつながる有効なツールであり、ネットワーク再開後は新規登録件数の拡大に努めていきます。

- 効果検証について、「船員保険通信」等をお送りした際にアンケートを同封し、広報に関する評価やご意見等の把握に努めました。

なお、広報に関するアンケート結果では、認知度が高い広報媒体として、「紙媒体のチラシ」「関係団体機関誌の広報欄」が多かったことから、28年度以降、日本年金機構と連携して、船舶所有者に毎月送付する保険料納入告知書に、船員保険事業に関するチラシを同封して発送することとしました。

引き続き、加入者や船舶所有者の視点に立ったわかりやすい広報とするよう、いただいた具体的なご意見やご要望等をできるだけ反映させるとともに、様々な広報媒体を活用し、情報発信力を強化していきます。

## 個別評価項目

### 1.保険運営の企画・実施

#### (3)ジェネリック医薬品の使用促進

##### 【評価の視点】

更なるジェネリック医薬品の使用促進に向け、広報を強化するとともに、「ジェネリック医薬品希望シール」の配付やジェネリック医薬品軽減額通知サービスを実施しているか。

##### 1) 事業報告 (概要)

- ジェネリック医薬品希望シールをお送りし、加入者が医師や薬剤師にジェネリック医薬品を希望することを伝えやすくしました。
- ホームページや関係団体の機関誌等を通じて、ジェネリック医薬品に関する広報を行いました。



○ ジェネリック医薬品軽減額通知については、全体の通知件数を増加させるために、前年度から以下のとおり通知条件を見直して、2回実施しました。

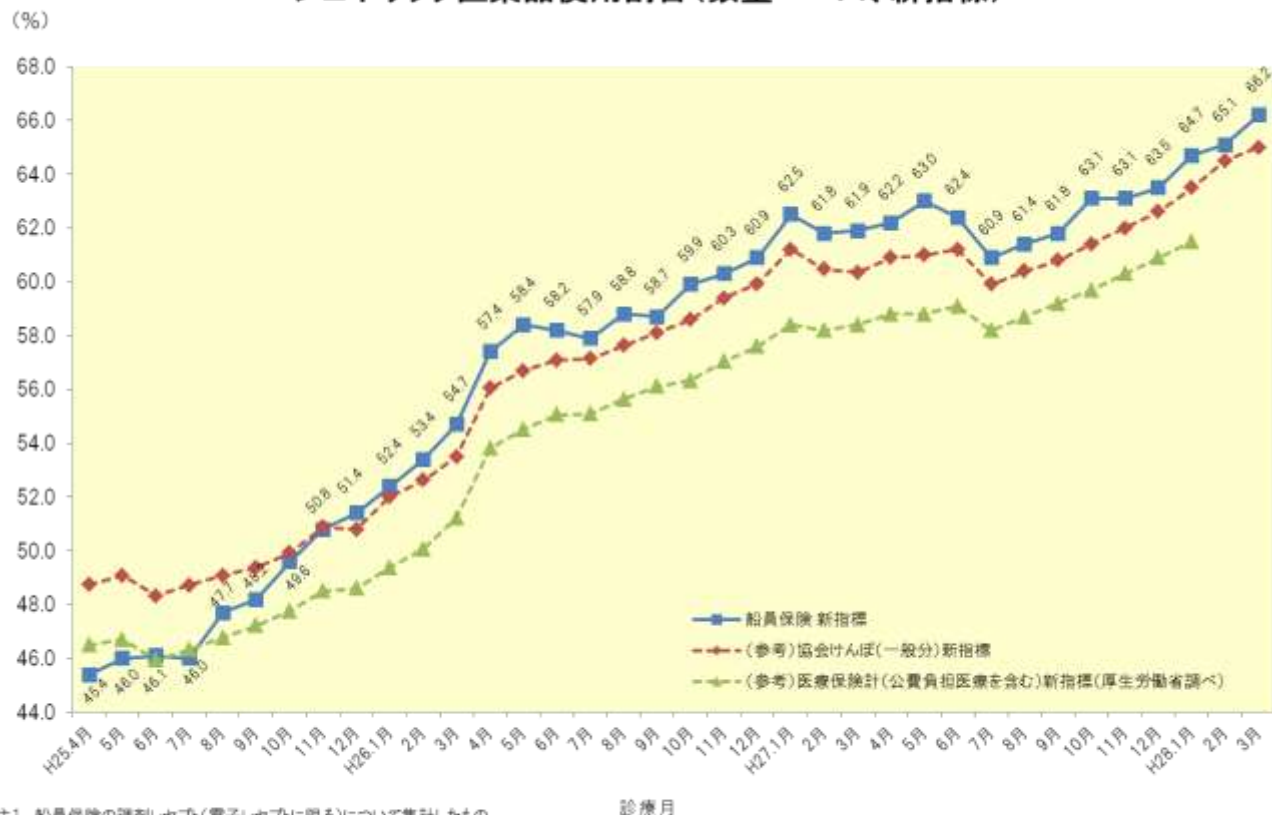
- ・ 通知年齢を25歳以上から20歳以上に引き下げるとともに、通知対象レセプトを3か月分から4か月分に拡大しました。
- ・ 前年度まで、医科レセプトの傷病名に精神疾患の記載がある場合、通知対象者から除外していたものを、27年度は、精神疾患に係る医薬品は通知対象外としましたが、慢性疾患に係る医薬品は通知対象としました。

### 船員保険ジェネリック医薬品軽減額通知業務の実施による財政効果等

	送付者数	切替者数	切替率	実施コスト	財政効果 (年間負担軽減額(注))
24年度	2,843人	687人	24.2%	約300万円	約1,200万円
25年度 1回目	5,779人	1,256人	21.7%	約870万円	約3,250万円
2回目	2,606人	846人	32.5%		
26年度 1回目	7,672人	2,018人	26.3%	約1,060万円	約7,540万円
2回目	6,065人	1,531人	25.2%		
27年度 1回目	9,485人	2,388人	25.2%	約900万円	約1億950万円
2回目	9,404人	2,651人	28.2%		

(注)月額軽減額に12を乗じて得られる単純推計

## ジェネリック医薬品使用割合(数量ベース、新指標)



注1. 船員保険の調剤レセプト(電子レセプトに限る)について集計したもの。

注2. 「新指標」とは、〔後発医薬品の数量〕／〔〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕〕で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。

注3. 医療保険計(公費負担医療を含む)は厚生労働省調べ。

注4. 後発医薬品の収載月(6月と12月)には、後発医薬品が初めて収載される先発医薬品があると、算出式の分母の対象となる先発医薬品が増えることにより、新指標による後発医薬品割合が低くなることもある。

	26年度	27年度
ジェネリック医薬品使用率(数量ベース)	61.9% (27年3月分)	66.2% (28年3月分)
(参考)ジェネリック医薬品使用率(金額ベース)	37.5% (27年3月分)	42.4% (28年3月分)

## 2) 自己評価 . . . . S

- ジェネリック医薬品軽減額通知について、通知年齢を25歳以上から20歳以上へと引き下げるとともに、通知対象レセプトを3か月分から4か月分へと拡大するなど、通知条件の見直しを行い、送付対象者数（2回合計）を26年度の13,737名から27年度は18,889名へと約1.4倍増やして通知を実施しました。その結果、切替者数も大幅に増加し、前年度に比べ約1.5倍の約1億950万円の財政効果（単純推計）を得ました。
- ジェネリック医薬品の使用を促進するためのツールとして、保険証やお薬手帳に貼り付けて使用できる「ジェネリック医薬品希望シール」を作成し、保険証の新規交付時やジェネリック医薬品軽減額通知に同封して約80,000枚配付しました。
- 上記のような取組みを通じて、船員保険のジェネリック医薬品の使用割合（数量ベース）は、28年3月時点で66.2%となっており、年度を通して、医療保険全体の使用割合の平均及び協会けんぽの使用割合の平均を上回りました。

# 個別評価項目

## 1. 保険運営の企画・実施

### (4) 健全かつ安定的な財政運営の確保

#### 【評価の視点】

医療費適正化、業務改革、経費の削減等の取組みを強化するとともに、加入者の疾病予防、健康増進、医療の質の向上等のための取組みを総合的に推進し、中長期的に安定的な財政運営を確保するよう努めているか。

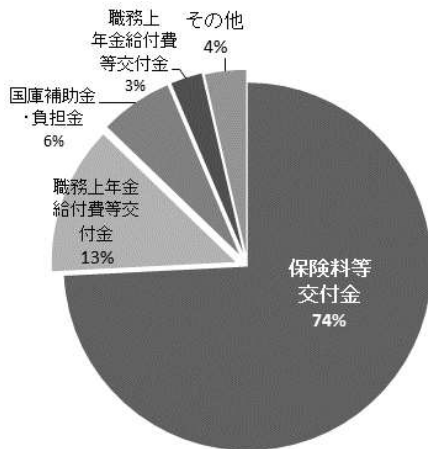
準備金については安全確実かつ有利な管理・運用を行うこととし、運用状況を定期的に船員保険協議会において報告しているか。

#### 1) 事業報告（概要）

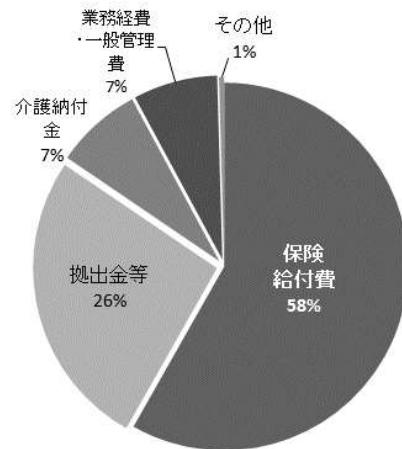
- 船員保険の直近の財政状況は、25年4月に疾病保険料率を0.3%引き上げたこと等もあって、26年度決算で約25億円、27年度決算で約40億円とそれぞれ黒字収支となっており、比較的安定しています。ただし、当該黒字は、被保険者の保険料負担軽減のために約15億円を準備金から繰り入れたうえでのものであり、当該繰入れを除くと、現行の保険料率を維持した場合、31年度以降には単年度収支赤字が見込まれるところです。

このような財政状況等を踏まえ、28年度の保険料率は27年度と同率を維持することに決定しました。この決定にあたっては、27年11月の船員保険協議会で、直近の財政状況及び中期的収支見通しとあわせて、予期せず医療費や高齢者医療制度への拠出金が急増するリスクがあること等を明確にお示しし、その方向性について議論いただいた上で、28年1月の船員保険協議会で最終的に了承されました。

収入計	470億円
保険料等交付金	348億円
任意継続被保険者保険料	13億円
国庫補助金・負担金	30億円
職務上年金給付費等交付金	61億円
その他	17億円



支出計	444億円
保険給付費	259億円
拠出金等	117億円
介護納付金	34億円
業務経費・一般管理費	33億円
その他	2億円



○ 船員保険の準備金は、被保険者や船舶所有者等の関係者の意向も踏まえ、22年6月から金銭信託（運用対象は満期保有を原則とした日本国債）により運用しており、27年度の運用益は約71百万円でした。

また、28年2月から導入された日銀のマイナス金利政策の影響により、日本国債の利回りが0%以下まで低下しましたが、28年3月に償還された資金については、持ち切り運用の場合、マイナス利回りの国債を購入すると、購入時点で損失が確定することから、金銭信託を一部解約することにより対応しました。

なお、運用状況については、船員保険協議会において毎年7月に報告しており、本年7月にも報告しました。

(参考) 26年度の運用状況

25年度末運用資産残高	26年度末運用資産残高	実現利回り
302億49百万円	303億36百万円	0.285%

27年度の運用状況

26年度末運用資産残高	27年度末運用資産残高	実現利回り
303億36百万円	289億4百万円	0.233%

## 2) 自己評価・・・B

- 支出面においては、別項目でお示している通り、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検の推進など医療費適正化の取組みや、被扶養者資格の再確認などを通じ、適正な支出に努めました。
- 収入面においては、直近の単年度収支が黒字である一方で、中長期的な収支見通しや医療費及び高齢者医療の拠出金等の予期せぬ増大リスクもあること等から、保険料率を27年度と同率とするなど安定的な財政運営に努めました。
- 船員保険の準備金の運用については、安全かつ効率的に行わなければならないとされていることから、27年度においても、満期保有による国債での運用を行い、利回りは、26年度の0.285%に対し、国債の金利低下の市況ではありましたが、27年度は0.233%の利回りを確保しました。  
なお、28年2月から導入された日銀のマイナス金利政策の影響により、日本国債の利回りが0%以下まで低下し、持ち切り運用の場合、マイナス利回りの国債を購入すると、購入時点で損失が確定することから、28年3月に償還された資金については、金銭信託を一部解約することで損失を回避しました。

## 個別評価項目

### 2. 船員保険給付等の円滑な実施

#### (1) サービス向上のための取組み

##### 【評価の視点】

職務外給付については、サービススタンダード（10営業日以内）の状況を適切に管理し、年間を通じ100%の達成率を目標に着実に実施しているか。

意見や苦情等を迅速にサービス改善に結びつけるため、加入者等のご意見等を積極的に収集し、更なるサービス向上を図っているか。

お客様満足度調査や職員への研修を実施し、職員の接遇の向上を図っているか。

申請書等の様式や記載要領等については、わかりやすくなるよう改善に努めるとともに、手続きの簡素化を図っているか。

##### 【目標指標】

- ・ サービススタンダードの達成率：100%
- ・ 職務外給付の受付から振込までの日数：10営業日以内（サービススタンダード）
- ・ 資格情報取得から保険証の送付までの平均日数：3営業日以内

##### 【検証指標】

- ・ 申請・手続き方法、職員応接態度及びサービス全体としてのお客様満足度
- ・ お客様からの苦情・意見の件数とその内容

## 1) 事業報告 (概要)

### ○ サービススタンダード達成への取り組み

- ・ サービススタンダードの達成率（10営業日以内に振込むことができた割合）は、年度を通じて100%を達成、維持しました。また、平均所要日数は5.56日でした。
- ・ 保険証の発行に要する日数の平均は2.00日（26年度は2.00日）であり、目標指標である3営業日以内を達成しました。また、疾病任意継続被保険者の保険証に関しても1.95日（26年度は1.99日）であり、目標指標である3営業日以内を達成しました。

### ○ お客様満足度調査

加入者のご意見を適切に把握し、サービスの改善や向上に努めるため、疾病任意継続被保険者の保険証や傷病手当金、高額療養費及び休業手当金の支給決定通知書をお送りする際に、アンケートはがきを同封し、お客様満足度調査を実施しました。

#### 【実施期間、送付数及び回収数】

27年8月～28年3月、送付数5,141名、回収数828名

指 標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	対26年度比
事務処理に要した期間に対する満足度	38.9%	43.8%	75.1%	79.0%	80.0%	1.0ポイント
手続き方法に対する満足度	33.0%	39.8%	85.7%	85.9%	88.4%	2.5ポイント
職員の応接態度に対する満足度	59.5%	54.8%	91.9%	92.4%	95.5%	3.1ポイント
サービス全体としての満足度	38.6%	47.5%	81.3%	83.5%	82.8%	▲0.7ポイント

※満足度とは、お客様満足度調査アンケートにおける回答全体のうち、「満足」または「やや満足」と回答した方の割合です。  
（回答の選択肢は、24年度までは、「満足」「やや満足」「ふつう」「やや不満」「不満」の5肢、25年度からは「満足、やや満足、やや不満、不満」の4肢となっています。



- お客様満足度調査の回答結果及びお客様の声を踏まえ、サービス向上委員会において改善策を策定のうえ、以下の取組みを行いました。
  - ・ 職員の電話対応スキル向上のため、外部講師を招き全職員を対象に電話対応研修を実施し、サービス向上に努めました。
  - ・ 疾病任意継続の「保険証が届くのが遅い」との意見が多数あったため、退職手続の早期届出について必要に応じて船舶所有者に依頼しました。また、届出の早期処理について、日本年金機構本部を通じて、事務処理を行う年金事務所に要請しました。
  - ・ 「申請書の記載方法がわかりにくい」との意見に対し、高額療養費支給申請書及び限度額適用認定申請書等について見直しを行いました。
  
- 電話等による苦情・意見等
  - ・ 苦情：4件（26年度5件）  
例：旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業について、全国のすべての旅行代理店で使えるようにしてほしい。
  - ・ ご意見、ご提案：13件（26年度：22件）  
例：すみやかな保険証の発行のために日本年金機構との連携システムを改良してほしい。
  - ・ お礼、お褒めの言葉：4件（26年度：12件）  
例：出前健康講座が船員さんに大変に好評でした。

## 2) 自己評価・・・A

- サービススタンダードについて、傷病手当金等の職務外給付の申請書の審査・支払の進捗状況の管理を徹底することにより、25年度から引き続き、年度を通じて達成率100%を維持しました。
- 保険証の交付について、日本年金機構から加入資格情報を取得後に改めて船員保険システムに資格情報の入力処理を行う必要があるなかで、平均交付日数は、2.00日と目標である3営業日以内を達成しました。（疾病任意継続被保険者については1.95営業日に短縮）
- お客様満足度調査結果について、「事務処理に要した期間に対する満足度」「手続き方法に対する満足度」「職員の応接態度に対する満足度」の3項目では26年度より満足度が上昇しており、特に「職員の応接態度」は満足度が95.5%と高い評価をいただきました。
- また、お客様満足度調査の回答結果及びお客様の声を踏まえ、船員保険部内に設置したサービス向上委員会において改善策を策定のうえ、以下の取組みを行いました。
  - ・ 職員の電話対応スキル向上のため、外部講師を招き全職員を対象に電話対応研修を実施し、サービス向上に努めました。その結果、27年度お客様満足度調査における「職員の応接態度に対する満足度」は、95.5%となり昨年度の92.4%に比べ3.1ポイント増加しました。
  - ・ 疾病任意継続の「保険証が届くのが遅い」との意見が多数あったため、退職手続の早期届出について必要に応じて船舶所有者に依頼しました。また、届出の早期処理について、日本年金機構本部を通じて、事務処理を行う年金事務所に要請しました。
  - ・ 「申請書の記載方法がわかりにくい」との意見に対し、加入者が記載方法で迷うこと等がないよう、高額療養費支給申請書及び限度額適用認定申請書等について文言を追加するなどの見直しを行いました。

個別評価項目

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(2) 高額療養費制度の周知

【評価の視点】

限度額適用認定証については、高額療養費が現物給付され利便性が高いことなどを引き続き周知し、更なる利用促進に取り組んでいるか。

高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行っているか。

1) 事業報告（概要）

- 限度額適用認定証を利用することによって高額療養費が現物給付となり、医療機関の窓口で高額療養費相当額を負担する必要がなくなる仕組みについて説明したチラシを作成し、「ジェネリック医薬品軽減額通知」や「医療費のお知らせ」の送付時への同封や関係団体の機関誌等への掲載に加え、新たに高額療養費の支給決定通知書の送付時への同封も行い、現物給付化による負担の軽減及び支給申請等手続きの簡素化のさらなる周知を図りました。
- 高額療養費未申請の方には、あらかじめ申請内容等を記載した高額療養費支給申請書を送付することにより支給申請の勧奨を行いました。

高額療養費支給額

	現物給付		現金給付		現物給付が占める割合	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
26年度	10,684	1,243,250	2,833	145,787	79.0%	89.5%
27年度	11,393	1,337,778	2,789	133,826	80.3%	90.9%
対前年度比	6.6%	7.6%	▲1.6%	▲1.8%	1.3%	1.4%

高額療養費未申請者勧奨件数

	件数	月数
26年度	1,615	12か月分(25年4月～26年3月診療分)
27年度	1,822	12か月分(26年4月～27年3月診療分)

限度額適用認定証

	交付枚数
26年度	3,798
27年度	4,096
対前年度比	7.8%

## 2) 自己評価・・・A

- 高額療養費制度について、限度額適用認定証を利用することによって医療機関の窓口でいったん高額療養費相当額を負担する必要がなくなる高額療養費の現物給付化の仕組みについて説明したチラシを作成し、「ジェネリック医薬品軽減額通知」や「医療費のお知らせ」の送付時への同封や関係団体の機関誌等への掲載に加え、新たに、高額療養費の支給決定通知書の送付時への同封も行い、現物給付化による負担の軽減及び支給申請等手続きの簡素化のさらなる周知を図りました。  
その結果、高額療養費のうち現物給付分が占める割合は、対前年度で件数が1.3%増、金額が1.4%増、限度額適用認定証の交付枚数が7.8%増と全てにおいて昨年度を上回りました。
- 高額療養費を未申請の方には、あらかじめ、請求月等の必要事項を記載した高額療養費支給申請書をお送りする方式（ターンアラウンド方式）により支給申請の勧奨を行いました。  
27年度においても、受診時からおおむね1年後を目途に実施しました。

## 2. 船員保険給付等の円滑な実施

### (3) 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨

#### 【評価の視点】

未申請者に対し、職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の申請勧奨を漏れなく実施し、その着実な支給を図っているか。

#### 1) 事業報告（概要）

- 厚生労働省より毎月、受給者情報の提供を受け、支給の決定及び未申請者に対する申請勧奨を行い、その円滑な支給に努めました。
- 27年度においては、職務上上乗せ給付について791件、休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金について451件、経過的特別支給金について56件の申請勧奨を行いました。

	概要
職務上上乘せ給付	19年の法改正により、22年1月以降、職務上の事由又は通勤による傷病を支給事由とする給付（労災保険相当分）が労災保険に統合されたことに伴い、法改正前の船員保険の給付水準と実質的同等性が確保されるよう、労災保険の給付に上乘せして支給するものであり、休業手当金、障害年金及び遺族年金等が該当します。
特別支給金	労災保険の給付を補完するため、労災保険の休業補償給付、障害補償年金及び遺族補償年金等の算定における給付基礎日額を換算した額が船員保険の標準報酬月額より1等級以上低い場合など（休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金）、また、障害補償年金や遺族補償年金等の労災保険の給付を受けられる方で災害発生前1年間において特別給与（賞与等）が支給されていないなど（経過的特別支給金）、一定の要件に該当する場合に支給するものです。

（注）職務上上乘せ給付及び特別支給金は、労災保険から給付を受けていること等が支給要件となっていること、また、当該支給額については、船員保険の標準報酬月額の他、労災保険の給付基礎日額などの情報に基づき算出する仕組みであることから、労災保険の給付データが必要となります。

特別支給金名称		26年度	27年度
休業特別支給金	件数	470	571
	金額	72,700	100,457
障害特別支給金	件数	96	75
	金額	36,275	26,613
遺族特別支給金	件数	134	175
	金額	35,573	20,415
経過的特別支給金（障害）	件数	58	48
	金額	17,505	17,514
経過的特別支給金（遺族）	件数	14	11
	金額	35,633	32,192

## 2) 自己評価・・・A

- 厚生労働省より毎月、受給者情報の提供を受け、支給の決定及び未申請者に対する申請勧奨を行い、その円滑な支給に努めました。  
具体的には、26年6月に一括で提供を受けた22年1月から24年8月までの間における受給者情報による申請勧奨を優先的に行い、27年8月までに終了しました。その後は、毎月提供を受けている受給者情報による申請勧奨を継続的に行い、その円滑な支給に努めました。  
なお、27年度においては、職務上上乘せ給付について791件、休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金について451件、経過的特別支給金について56件の申請勧奨を行いました。
- さらに「職務上の上乗せ給付及び特別支給金」の支給について、関係団体等の協力も得て、その機関誌等において、制度のご案内等を定期的 to 実施しました。

## 個別評価項目

### 2. 船員保険給付等の円滑な実施

#### (4) 保険給付等の業務の適正な実施

##### 【評価の視点】

保険給付等を正確かつ迅速に支払うとともに、必要な場合には実地調査等を実施し、給付の適正化を図る等の取組みを行っているか。

下船後の療養補償について、制度の趣旨や仕組みについて周知を図っているか。

柔道整復施術療養費について、加入者等に対する文書照会等を実施するなど適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応しているか。

##### 1) 事業報告（概要）

- 傷病手当金等の現金給付の審査にあたっては、申請内容に疑義が生じた場合には、被保険者本人や担当医師に照会を行うほか、船員保険部の審査医師に意見を求めるなどすることにより、適正な給付に努めています。また、適用（制度への加入や報酬等）に関する不正請求が疑われるような案件については、日本年金機構へ照会し、その結果、正当な届出であることが確認されたため、実地調査が必要と認められる案件はありませんでした。
- 下船後の療養補償については、療養補償の対象範囲での適正な受診及び手続がなされるよう、加入者には「医療費通知」の送付時に、また、船舶所有者には「被扶養者資格の再確認」のお願い時に、適正な受診に関するリーフレットを配付したほか、関係団体の機関誌等においても、複数回にわたって広報記事を掲載いただき、周知に努めました。



【下船後の療養補償に関する広報実績】

- 4月 関係団体の機関誌に記事を掲載
- 5月 「被扶養者資格の再確認」において船舶所有者にチラシを配付（約4,000枚）
- 7月 関係団体の機関誌に記事を掲載
- 10月 関係団体の機関誌に記事を掲載
- 11月 「船員保険通信」に記事を掲載し、全船舶所有者へ配付（約5,000枚）
- 12月 関係団体の機関誌に記事を掲載
- 3月 「医療費のお知らせ」において加入者にチラシを配付（約45,000枚）
- 3月 「船員保険のご案内」に記事を掲載

- 柔道整復施術療養費について、多部位・頻回受診等の申請に関して、対象の加入者へ文書による照会を実施しました。また、その際に柔道整復師へのかかり方を説明したチラシを配付するとともに、関係団体の機関誌等へのチラシの掲載による広報を行いました。

【柔道整復施術療養費に関する広報実績】

- 通年 被保険者への文書照会と同封
- 4月 関係団体の機関誌に記事を掲載
- 7月 関係団体の機関紙に記事を掲載

## 2) 自己評価・・・A

- 傷病手当金等の現金給付について、被保険者や担当医師への照会や船員保険部の審査医師の審査を通じ適正な給付に努めました。また、適用に関する不正な届出等による不正請求が疑われるような案件については、日本年金機構へ照会し、その結果、正当な届出であることが確認されたため、実地調査が必要と認められる案件はありませんでした。
- 下船後の療養補償について、療養補償の対象となる範囲内での適正な受診がなされるよう、加入者には「医療費のお知らせ」をお送りする際に、また、船舶所有者には「被扶養者資格の再確認」をご依頼する際に、適正な受診に関するチラシを同封するとともに、「船員保険通信」への記載や関係団体の機関誌等への掲載等による広報を行いました。  
また、医療機関等から、療養補償証明書が船員保険部に提出されていない方のレセプトの請求があった場合は、船舶所有者及び医療機関へ照会、提出の督促等を行い、下船後の療養補償の審査の適正化に努めました。
- 柔道整復施術療養費について、加入者への多部位・頻回受診等に対する文書照会や適正な受診に係る広報を実施するなど、適正受診の促進を図った結果、27年度の支給額は約152百万円（26年度154百万円）、件数36,406件（26年度36,486件）と26年度を下回ることができました。

## 個別評価項目

### 2. 船員保険給付等の円滑な実施 (5)レセプト点検の効果的な推進

#### 【評価の視点】

自動点検システムを活用した効果的なレセプト点検の実施をするとともに、研修の充実、査定事例の共有化等により点検技術の向上に努め、点検効果額の引き上げを行っているか。

#### 【目標指標】

- ・ 加入者1人当たり診療内容等査定効果額：123円以上

#### 【検証指標】

- ・ 加入者1人当たり資格点検効果額
- ・ 加入者1人当たり外傷点検効果額

#### 1) 事業報告（概要）

- 内容点検については、疑義のあるレセプトを自動的に抽出するシステム（自動点検システム）を1年を通して稼働させることにより、審査体制の充実を図るとともに、レセプト点検の効果的な推進に努め、点検効果（再審査請求）の向上等を図りました。
- また、26年度に引き続き、レセプト点検に係る知識・技術を習得するための実務研修会を実施したほか、審査医師を含めた打合せにおいて査定事例に関する情報の共有化等を行い、点検技術の底上げを図りました。

### 加入者1人当たり診療内容等査定効果額(目標指標)

	26年度	27年度	前年度比
内容点検効果額	113円	133円	17.7%増

### 加入者1人当たり効果額(検証指標)

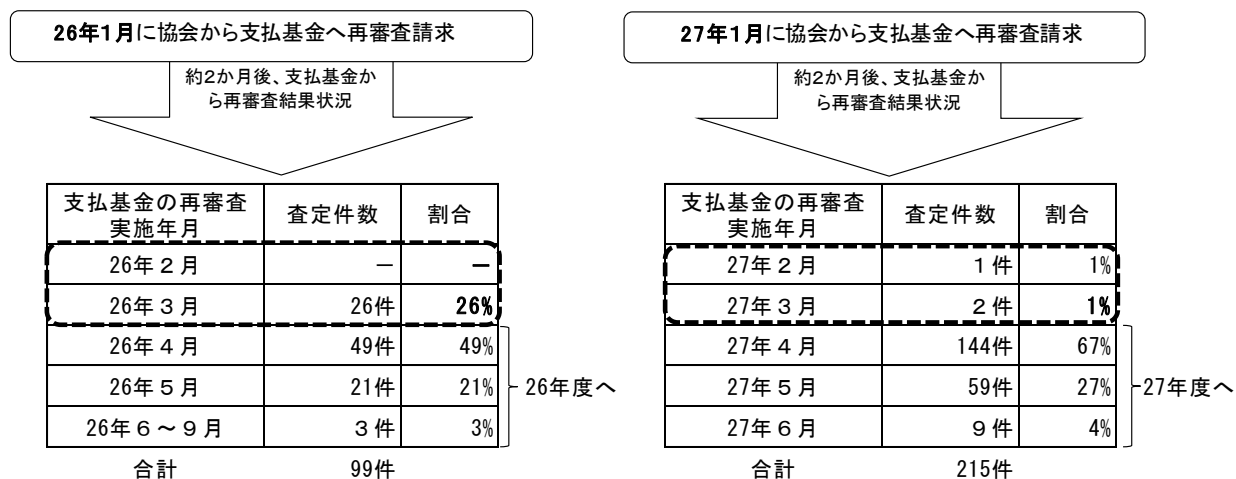
	26年度	27年度	前年度比
資格点検効果額	2,392円	2,273円	5.0%減
外傷点検効果額	366円	325円	11.2%減

※ 「診療内容等査定効果額」とは、保険者のレセプト点検を経て支払基金へ再審査請求がなされたレセプトのうち、支払基金で査定され保険者の支払金額が確定するものを集計したものであり、財政的な効果が確認できるものです。

これに対し、「内容点検効果額」は、支払基金から医療機関へ返戻され、再度請求されるものも含まれ、財政的な効果としては全て計上できるものではありません。26年度から目標指標として、「加入者1人当たり診療内容等査定効果額」を採用しています。

## (参考)

26年1月及び27年1月における査定件数の比較



※支払基金へ再審査請求がなされたレセプトは、請求月から約2～5か月で、支払基金の審査を完了します。

## 2) 自己評価 . . . . A

- 内容点検について、26年10月稼働の自動点検システムを1年を通して稼働させることにより、審査体制の充実を図るとともに、レセプト点検の効果的な推進に努めました。
- また、レセプト点検に係る知識・技術を習得するための実務研修会を実施したほか、審査医師を含めた打合せにおいて査定事例に関する情報の共有化等を行い、点検技術の底上げを図りました。
- 上記の取組み等により、社会保険診療報酬支払基金における一次審査の強化が進み、保険者による点検の効果が出にくくなっているなか、27年3月に反映されるべき査定効果額の一部が27年度当初に持ち越されたといった要因もあるものの、内容点検における加入者1人当たりの診療内容等査定効果額は、26年度と比べ17.7%増加し133円となり、27年度の目標である123円を上回しました。

個別評価項目

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(6) 被扶養者資格の再確認

【評価の視点】

被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携の下、船舶所有者等の協力を得て的確に行っているか。

1) 事業報告 (概要)

- 保険給付や高齢者医療制度への拠出金等を適正なものとするため、被扶養者資格の再確認を船舶所有者の協力を得て実施しました。

28年度においても引き続き実施することとしており、28年3月に船舶所有者に事前案内を行いました。

被扶養者資格の再確認 (船員保険) の実施状況

	26年度	27年度
依頼日	26年5月 (26年7月再送)	27年5月 (27年7月再送)
送付対象数	37,707人 (4,017船舶所有者)	36,570人 (3,944船舶所有者)
提出状況	3,734船舶所有者 (93%)	3,674船舶所有者 (93%)
扶養削除数	222人	239人
財政効果 (高齢者医療制度への支援金等への影響)	約1,600万円	約1,600万円

## 2) 自己評価・・・B

- 27年度においても、就職等による被扶養者資格の喪失者を中心に、被扶養者資格の再確認を着実に実施しました。
- 実施にあたっては、事前に、船舶所有者へ直接チラシを送付するとともに、関係団体に対し広報の協力を依頼したほか、協会ホームページに協力依頼の記事を掲載するなど、円滑な実施に向け、きめ細かな取組みを行いました。
- また、被扶養者であった方が就職などにより勤務先で健康保険等に参加した場合の資格喪失の届出が未提出(二重加入)となっていないかを重点的に確認しました。
- このような取組みにより、船舶所有者からの被扶養者状況リストの提出率は、前年度とほぼ同率の約93%であり、239人の被扶養者の資格喪失届出が未提出であることが確認されました。
- これを適正に処理したことにより、高齢者医療制度への支援金等約1,600万円の適正化(削減)が図られました。

個別評価項目

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(7) 無資格受診者等の事由による債権の発生抑制及び早期回収

【評価の視点】

債権の発生を抑制するため、資格喪失者からの保険証回収について、文書等による催告等を通じて回収を促進しているか。

発生する返納金債権等については、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実な回収に努めているか。

1) 事業報告（概要）

- 無資格受診等の事由による債権を発生させないよう、被保険者や被扶養者の資格を喪失された後においても保険証を返却していない方に対して、日本年金機構及び船員保険部から催告文書を送付するなどの取組みを行い、無効となった保険証の早期かつ確実な回収に努めました。

催告スケジュール

	催告実施者	実施時期
初回催告	日本年金機構	喪失処理より2週間以内
2回目催告	船員保険部	喪失月より2か月後

【保険証回収率】

26年度 95.8% → 27年度 95.0%



○ 発生した債権については、文書による催告、内容証明郵便による催告、支払督促等の法的手続を実施し、債権回収に努めました。

また、無資格受診による加入者からの返納金の清算を国民健康保険との間で直接調整する保険者間調整を活用し、確実な債権回収に努めました。

27年度	現年度	調定額	89,167千円	(26年度：114,303千円)
		収納額	68,583千円	(26年度：92,793千円)
		収納率	76.9%	(26年度：81.2%)
	過年度	繰越額	83,397千円	(26年度：69,426千円)
		収納額	13,060千円	(26年度：6,670千円)
		収納率	15.7%	(26年度：9.6%)
	※承継	繰越額	245,546千円	(26年度：265,377千円)
		収納額	809千円	(26年度：334千円)
		収納率	0.3%	(26年度：0.1%)

※承継は旧社会保険庁分

催告方法及び催告スケジュール

債権額	1か月後	3か月後	6か月後	6か月以降
5万円以上	文書催告 (無資格受診分のみ)	文書催告	内容証明郵便による 文書催告	内容証明郵便での 最終催告後、 法的手続きへ移行

保険者間調整実施状況

件数	金額
9件	4,135,716円

## 2) 自己評価・・・A

- 保険証の未返却者に対して文書での催告を行ったほか、保険証の正しい使い方についての広報を関係団体の機関誌等に掲載するとともに、無資格受診等の返納金債権に係る納付案内時にも同様の広報チラシを同封する等、保険証の早期回収と誤使用防止に努めました。  
27年度の保険証回収率は95.0%で、ほぼ前年度回収率95.8%と同水準となりました。
- 新規発生した債権の回収について、催告スケジュールに基づき文書催告を確実にを行い早期回収に努めたほか、返納告知から6か月経過しても返納されない返納金債権のうち債権額が5万円以上のものについては、内容証明郵便催告を行った後（32件）、支払督促等の法的手段を実施し（8件）、回収強化に努めました。また、過年度債権及び承継分についても定期的に文書催告を実施し、回収に努めました。
- さらに、無資格受診による債権の回収に有効であるとともに、返納者の負担軽減に繋がる保険者間調整による方法について、積極的に債務者に案内するなど、その活用に努めました。
- 27年度の現年度債権の回収率は76.9%となり、26年度の81.2.%と比べ4.3ポイント下回りました。  
ただし、3月に納付される予定であった高額な損害賠償金債権について、損害保険会社の事務手続きの遅れにより4月に納付されたという一因があり、当該債権が3月に納付されていれば回収率は81.7%であり、前年度の回収率を0.5ポイント上回っていました。

## 個別評価項目

### 3.保健事業の推進、強化

#### (1)保健事業の効果的な推進

##### 【評価の視点】

「船員保険データヘルス計画」について、その取組みを着実かつ効果的に実施するとともに、その実施状況を踏まえた計画の内容の見直しなどにより、加入者の健康特性に応じた効果的かつ効率的な保健事業の推進を図っているか。

##### 1) 事業報告 (概要)

- 「船員保険データヘルス計画」の取組みについては、P1の「1. 保険運営の企画・実施 (1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進」のとおり、着実に実施しました。
- また、PDCAサイクルに則って「船員保険データヘルス計画」の内容等を見直し(更新)し、加入者の健康づくりを効果的かつ効率的に支援、促進することにより、中期的な医療費負担軽減の実現を図っています。
- 船員保険の加入者については、これまでの健診結果データ等から、他の医療保険の加入者と比べてメタボリックシンドロームの保有率が高く、また、国民全体と比べると喫煙率が高いという特徴があることから、27年度は、初年度の取組みとして、喫煙率を減少させる取組みを中心に実施しました。

## 2) 自己評価・・・A

- 船員保険データヘルス計画の取組みについては、P1の「1. 保険運営の企画・実施（1）保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進」のとおり、着実に実施しました。
- また、PDCAサイクルに則って、毎月、定期的にデータヘルス計画の各種取組み状況の進捗管理を行うとともに、その内容等を見直し(更新)し、28年度の事業計画に反映させました。
- なお、28年度はメタボリックシンドローム保有率の減少させる取組みを中心に実施することとしていますが、具体的には、27年度に実施した「船員保険事業（健康づくりの支援）に関するアンケート調査」等の結果から、船員の健康を保持・増進を図る上での課題に関して、船舶所有者では「運動不足」「食生活」「喫煙」が、被保険者では「勤務時間が不規則」「食事の苦勞が多い」「ストレスが多い」ことが上位を占めていたことから、28年度は、船員のニーズを踏まえた船内における食生活や運動等に関する情報提供冊子「ヘルスコンパス（船員のためのやさしい健康づくり）」を作成し、配付することとしました。

個別評価項目

3.保健事業の推進・強化

(2)特定健康診査及び特定保健指導の実施体制等の強化

【評価の視点】

第二期特定健康診査等実施計画（平成25年度～平成29年度）を着実に実施し、特定健康診査及び特定保健指導の実施率向上を図るための取組みを推進しているか。

【目標指標】

- ・ 特定健康診査実施率：被保険者 40.5%  
被扶養者 19.0%
- ・ 船員手帳健康証明書データ取込率：32.0%
- ・ 特定保健指導実施率：被保険者 19.0%  
被扶養者 7.0%

1) 事業報告（概要）

特定健康診査及び特定保健指導の実施率向上を図るため、以下の取組みを行いました。

	26年度	27年度
被保険者の健診実施率 ※( )は前年度比	35.9% (0.2ポイント増)	36.5% (0.6ポイント増)
被扶養者の健診実施率 ※( )は前年度比	15.7% (1.3ポイント増)	17.4% (1.7ポイント増)

	26年度	27年度
被保険者の特定保健指導実施率 ※( )は前年度比	13.3%	14.0% (0.7ポイント増)
被扶養者の特定保健指導実施率 ※( )は前年度比	12.4%	13.8% (1.4ポイント増)

※ 特定保健指導の実施率については、26年度より、当該年度中に6か月評価を終了した者であれば初回面談の実施年度に関係なく実施者に含めることとし、年度を通しての実施人数がより正確に確認できるように見直しを行っています。

※ 被保険者の特定保健指導実施率は、健康証明書データ提供者分を対象者に含んでいない数値です。  
(27年度分を現在収集中のため)

## ○ 健診実施機関等の増加

生活習慣病予防健診の実施機関が近所がないことに不便を感じている方が多いというアンケート結果を受け、協会けんぽで生活習慣病予防健診の実績があり、かつ地方運輸局の指定により船員手帳健診も行っている健診機関（185機関）に対し、船員保険の生活習慣病予防健診委託契約の働きかけを行い、実施機関の拡大に努めました。

	25年度	26年度	27年度
生活習慣病予防健診実施機関数	202機関	204機関	213機関
被保険者特定保健指導実施機関数	79機関	84機関	87機関

件数は各年度末時点の状況です。

○ 被扶養者が利用しやすい巡回健診の実施

被保険者の乗船スケジュールに合わせて場所や時間が設定されることの多い巡回健診について、駅周辺など、被扶養者が利用しやすい場所等での開催についても検討し、オプション検査と併せて実施することで、被扶養者の受診率の向上に努めました。（被扶養者向け巡回健診：27か所）

	25年度	26年度	27年度
巡回健診実施回数	315回	330回	352回

○ 26年度分の健康証明書データの収集

船舶所有者に対し、生活習慣病予防健診を受診しなかった方の26年度分の健康証明書データを収集し提供していただくよう、文書で依頼するとともに、新たに電話での提出勧奨を行い、取込率の拡大に努めました。

※ 27年度分の健康証明書データについては、28年6月17日より船舶所有者（3,324社）に収集を依頼しました。

	25年度	26年度	27年度見込み (精査中)
船員手帳の健康証明書データ取得率	21.1%	25.6%	28.3%

健康証明書データは、生活習慣病予防健診を受けなかった方の分について提供を依頼するため、年度終了後に収集を行っています。

○ 広報による取組み

年度初めに受診券と一緒に送付しているパンフレットの構成を見直し、被保険者向けのページと被扶養者向けのページを分けて作成すること等により、それぞれが受けられる健診の種類や受診までの流れがより分かりやすくしました。

また、毎年10月末頃に実施している、生活習慣病予防健診未受診者に対する受診勧奨時に、メタボリックシンドロームに該当する船員が増えていることを謳った「啓発チラシ」を同封し、受診の必要性を呼びかけました。

## 2) 自己評価・・・A

特定健康診査及び特定保健指導の実施率の向上については、広報活動の強化や健診等の実施体制の拡充等の取組みを引き続き推進し、より多くの加入者に健診等を利用いただけるよう努めたところであり、その結果、以下の成果をあげることができました。

- 被保険者の健診について、生活習慣病予防健診の実施機関数が少ないとのアンケート結果から、協会けんぽで生活習慣病予防健診の実績がある健診機関に対し、生活習慣病予防健診の委託契約の働きかけを行いました。それにより、27年度開始時点において206であった実施機関が、27年度末には213機関にまで増加し、特定健診の実施率は0.6ポイント上昇しました。
- 被保険者の健診実施率は、被保険者から提供いただいた船員手帳の健康証明書データの件数が含まれることから、27年度は26年度分の健康証明書データを中心に収集を行い26年度分の取得率は25.6%（26年度分の目標は26.0%）となり、25年度分収集時の21.1%から大幅に上昇しました。また、27年度分の取得率の見込みは28.3%（精査中）となっています。
- 被扶養者の健診実施率は、25年度に被保険者と同じ「生活習慣病予防健診」の受診を可能として以来、受診者は着実に増加しています。加えて27年度は、被扶養者が利用しやすい場所・時間帯でオプション検査（27年度は肌年齢測定）と併せて実施した結果、受診者数は昨年度よりも300人以上増え、前年比1.7ポイント増の7.4%となりました。



- 被保険者の特定保健指導について、現在精査中である27年度分健康証明書データの提供者のうちに、保健指導の対象となる者がどの程度いるか現時点では確定できないため参考値となりますが、協会で実施した健診に係る特定保健指導の実施率は14.0%（566人）となり、昨年度の13.3%（528人）を上回りました。
- 被扶養者の特定保健指導について、26年度の実績54人に対し27年度は62人となっており、8人の増加にとどまりましたが、実施率としては昨年度より1.4ポイント上昇し、昨年を引き続き、目標値（7%）を上回りました。

## 個別評価項目

### 3.保健事業の推進・強化

#### (3)加入者の健康増進等を図るための取組みの推進

##### 【評価の視点】

加入者の健康意識の向上を図るとともに、医療機関の受診勧奨及び特定保健指導の利用勧奨を図るための取組みを実施しているか。

##### 1) 事業報告（概要）

加入者の健康増進等を図るため、以下の業務を実施しました。

- 加入者個人の健康状況に応じたオーダーメイドの「情報提供冊子」の送付  
27年度においては、生活習慣病予防健診又は特定健診を27年度中に受診された方のうち、下記の①～④に該当する方へ配付しました。

##### 【送付対象者】

- ①生活習慣病の発症リスクが高く、特定保健指導をご利用いただきたい方
- ②糖尿病、脂質異常症、高血圧に関する検査数値から見て、すみやかに医療機関を受診いただきたい方
- ③糖尿病、脂質異常症、高血圧に関する検査数値から見て、まずは生活習慣の改善に取り組んでいただきたい方
- ④船員保険に加入後、初めて生活習慣病予防健診又は特定健診を受診される方  
(35歳の被保険者又は40歳の被扶養者)

##### 【配付状況】

27年9月～28年3月に毎月送付

約7,700名の被保険者宅へ直送。

原則28年1月以降受診された方については、28年4月から6月までに送付。

○ 船員手帳健康証明書データ提供者に対する健康づくり支援

- ・ 27年度中に受けた船員手帳の健康証明書データを提供して下さった方に、生活習慣病予防健診を受診された方と同様に、オーダーメイドの「情報提供冊子」を配付しました。(2,187名)
- ・ 26年度中に受けた船員手帳の健康証明書データを提供して下さった方に、今後ご自身が受けられた健診結果を健康管理に役立ててもらえるよう、健康証明書の見方(各検査項目の基準値等)について説明したパンフレットを作成し配付しました。(8,084名)

○ 「健康度カルテ」を活用した船舶所有者への情報提供

船舶所有者の健康づくりに対する理解や意識を高め、船員の健康増進に積極的に取り組んでいただくきっかけとなるよう、40歳以上の健診受診者が20名以上いる船舶所有者を対象に、被保険者の健診結果データに基づき、船舶所有者ごとの生活習慣の傾向や生活習慣病に関わるリスクの保有状況が確認できる「健康度カルテ」を作成し、郵送(120件)または訪問(13件)による提供を行いました。

健康度カルテの内容

船員の健康リスク	血圧や血糖など、メタボの判定基準となる検査項目について、基準値を超えている船員の割合を「リスク保有率」として船舶所有者ごとに算出し、レーダーチャートを用いて前年の結果や船員保険の被保険者全体の結果と比較する。
船員の生活習慣	健診時の問診結果(食生活・喫煙の有無等)をもとに、健康的な生活を送っている船員の割合を船舶所有者ごとに算出し、レーダーチャートを用いて前年の結果や船員保険の被保険者全体の結果と比較する。
保健師のコメント (訪問用カルテのみ)	上記2つのレーダーチャートをもとに、気になるリスクや生活習慣について、保健師からアドバイスを行う。
保健指導利用状況	健診結果をもとに特定保健指導対象者の割合と保健指導利用者の割合を示し、保健指導の利用を勧める。
出前健康講座の案内	船員等が集まる研修や会合等に保健師を講師として派遣し健康づくりに関する内容をテーマとした講習を行う「出前健康講座」を紹介。(健康経営の取り組みの一つとして役立てていただくため)

○ 出前健康講座の開催

船員労使団体等からの依頼を受け、船員が集まる研修等に保健師を講師として派遣し、健康づくりに関する内容をテーマとした講習を実施しました。

	25年度	26年度	27年度
実施回数	11回	11回	32回
参加人数	451名	367名	1,526名

2) 自己評価・・・A

○ オーダーメイドの情報提供冊子の送付について、23年度から毎年業務内容を見直しながら、継続して実施しています。

27年度の取組みにあたっては、一人ひとりの健診結果に応じて生活習慣の改善対策等について情報提供を行うことにより、加入者の健康の保持・増進に対する意識づけを図るとともに、これまで送付対象とすることができなかった年度後半の受診者を含め、年度内の受診者全員を送付対象とすることによる送付対象者の拡大や重症化予防のより一層の重点化(健康状態に応じて医療機関への受診と生活習慣の改善に区分)、アンケートはがきを同封して意識変容や満足度などを調査するなど業務の更なる改善に取り組みました。

具体的には、送付対象者について、

- ①特定保健指導の対象者
- ②糖尿病等に関し、受診勧奨レベルにある方
- ③糖尿病等に関し、生活習慣改善レベルにある方
- ④初めて健診を受診された35歳又は40歳の方(船員手帳健康証明書データ提供者は全員)

としました。

その結果、送付件数は、26年度の約6,700部から約12,000件に大幅に増加し、加入者の保持・増進に対する意識づけが一定程度図られたとともに、加入者の特定保健指導の利用や医療機関への受診等の行動変容にもつながりました。

- 船員手帳健康証明書データ提供者に対する支援として、26年度より、現年度受診分のデータを提供いただいた方にオーダーメイドの「情報提供冊子」を配付しており27年度は該当者2,187人に送付しました。27年度はさらに、前年度（26年度）受診分の健康証明書データを提供した方に対しても支援を行うこととし、該当者8,084名に、「健康証明書の見方」に関するパンフレットを作成・配付し、ご自身の健診結果に興味をもっていただくよう努めました。
- 健康度カルテについて、26年度に試行的な取組みとして3件に提供しました（いずれも訪問）が、その時にいただいたご意見等を参考に内容を改め、27年度は、40歳以上の健診受診者が20名以上いる船舶所有者133件を対象に、提供を行いました。（郵送：120件、訪問：13件）

このうち喫煙率が50%を超えている船舶所有者20件には、喫煙のリスク等に関する説明を加え、喫煙対策の必要性についてもお伝えしました。

また、訪問用の健康度カルテでは、保健師からのコメント欄を設け、船舶所有者ごとの気になるリスクや改善のポイントなどについてアドバイス等を記載することにより、船舶所有者の健康づくりに対する理解や意識を高め、船員の健康増進に積極的に取り組んでいただけるきっかけとなるよう努めました。
- 「出前健康講座」について、船員災害防止協会のご協力もあり、開催件数が昨年度の11回から32回へと大幅に増え、受講者数も367人から1,526人に増加しました。

## 4. 福祉事業の着実な実施

### 【評価の視点】

船員労働の特性等を踏まえ、無線医療助言事業の運営及び洋上救急医療事業の援護を行うなど、福祉事業の着実な実施を図っているか。

船員のニーズ等を踏まえた保養事業の実施を通じ、加入者等の福利厚生の上昇を図っているか。

### 1) 事業報告（概要）

船員労働の特殊性に対応した、無線医療助言事業、洋上救急医療援護事業、保養事業等の福祉事業を、それぞれ独立行政法人地域医療機能推進機構、公益社団法人日本水難救済会、一般財団法人船員保険会などの専門的技術、知見等を有する関係団体に業務委託し実施しました。

### 【参考】

無線医療助言事業	航行中の船舶内において病人やけが人が発生した際に、船舶に乗り組む衛生管理者等からの無線連絡等に対し、速やかに医師による救急処置の指示等の医療助言を24時間体制で行う事業。船員の生命の安全を図ることを目的としている。
洋上救急医療援護事業	日本の周辺海域を航行する船舶内で、病気、負傷等により緊急に医師の治療を必要とする患者が発生した場合に、海上保安庁の船舶、航空機等で医師等を現場に急送し、応急治療を行うとともに、最寄の医療機関へ搬送する事業を維持するための費用を援護する事業。
保養事業	船員保険保養所等での宿泊利用料金の割引等を行う事業。海上勤務の特殊性を踏まえ、疲労回復、静養、家族団らんの場を提供することにより、船員保険加入者等の福利厚生を図ることを目的としている。

契約保養施設利用補助事業	船員保険保養所等の廃止の代替措置として選定された保養施設での宿泊利用料金の割引を行う事業。海上勤務の特殊性を踏まえ、疲労回復、静養、家族団らんの場を提供することにより、船員保険加入者の福利厚生を図ることを目的としている。
旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業	船員保険加入者が、全国健康保険協会の指定した旅行代理店（近畿日本ツーリスト・日本旅行）の契約宿泊施設を利用する際、宿泊料金の一部（1人年間2泊を上限とし、1泊につき3,000円）を協会が補助する事業。船員のニーズの変化等を踏まえ、より多くの者が利用可能な保養事業として、船員保険加入者の福利厚生を図ることを目的としている。

#### 福祉事業の実績

		26年度	27年度	増減
無線医療助言事業	通信数	913	1,074	161
洋上救急医療援護事業	出動件数	25	15	-10
保養事業	利用宿泊数	11,028	11,215	187
	入浴利用数	7,691	15,752	8,061
契約保養施設利用補助事業	利用宿泊数	2,299	2,735	436
旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業	利用者数	214	753	539
	利用宿泊数	298	1,106	808

## 2) 自己評価……A

- 航海中において乗組員の中に病気やけが人が発生した場合に、船舶からの無線による照会に対して医師から応急処置の助言や指示を行う無線医療助言事業や、医師による緊急の加療が必要な場合に医師等を海上保安庁の巡視船等により急送する洋上救急医療援護事業など、船員労働の特殊性を踏まえた福祉事業の着実な実施に努めました。
- 保養事業について、船員保険保養事業等の利用状況や船員保険協議会におけるご意見等を踏まえ、各保養所等において船員のために優先的に宿泊を確保するための室数及び1室1日当たりの金額の見直し等を行い、その効果的かつ効率的な事業の実施に努めました。
- また、24年10月以降休止していた神戸の船員保険総合福祉センター（みのたにグリーンスポーツホテル）が27年7月にリニューアルオープンしたことに伴い、当該センターにおける宿泊助成事業を再開しました。
- さらに、保養事業等全般について、上記や26年4月から保養事業の新たな取組みとして開始した旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業の利用者数が少ないこと等を踏まえ、「船員保険通信」及び「船員保険のご案内」等において周知するなど、加入者や船舶所有者等への広報に努めました。